

平成十三年十月九日提出
質問第一〇号

英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの（輸入統計品目表の番号
050690090）に関する質問主意書

提出者 長 妻 昭

英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの（輸入統計品目表の番号 050690090）に関する質問主意書

財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの（輸入統計品目表の番号 050690090）は、財務省関税局の説明によると、「骨そのものや、骨を切ったり、砕いたりしたもの」とのことで、具体的には、「コラーゲンやラーメンのスープなどに使われる」ということである。この骨に牛のものが含まれるかは不明であり、含まれる可能性もあるとのことである。そして、この輸入統計品目表の番号 050690090 の品目は、農林水産省の検疫を通過し、農林水産省が許可したものしか輸入できないとのことである。

輸入統計品目表番号 050690090 の品目の英国からの輸入量を財務省の貿易統計で見ると、一九九六年一一七七トン（一〇〇キログラム以下四捨五入以下同様）、一九九七年二〇九三トン、一九九八年二三三〇トン、一九九九年二五三二トン、二〇〇〇年七三九トンとなっている。そして一九九〇年から一九九四年までの五年間は輸入量の年間平均は約八六トンである。

一 なぜ、一九九六年から英国からの輸入が急増しているのか。具体的な理由を明らかにされたい。理由が不明であれば、推定でもよいので、お教え願いたい。

二 一九九六年は英国でいわゆる狂牛病の人間への感染が認められた年であるが、なぜ、牛の骨が混入している可能性を排除できない、輸入統計品目表番号050690090の品目を二〇〇〇年まで輸入し続けていたのか。理由をお示し頂きたい。

三 二〇〇一年は輸入の事実があるかどうか、お教え願いたい。
右質問する。